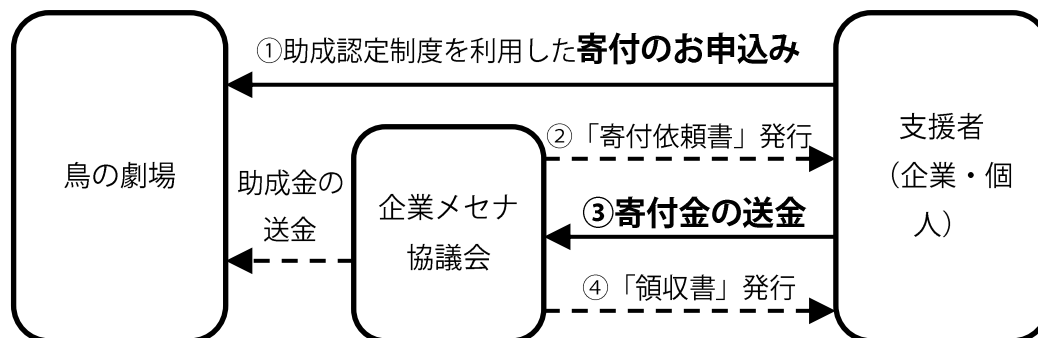


**鳥の劇場<ブレヒト版『アンティゴネ> (2019年度) は、
公益社団法人企業メセナ協議会から<助成認定制度>の承認を受けました。**

これは、民間の芸術文化支援を税制面から促進するための制度です。

この制度をご利用いただきますと、「寄付金」は企業メセナ協議会を通じて「助成金」として全額が鳥の劇場に交付され、支援者は税制上の優遇措置（寄付金控除）※を受けることができます。



- ① **助成認定制度を利用する旨・金額・お名前・ご住所・連絡先**を鳥の劇場にお知らせください。
- ② 企業メセナ協議会より「かるふぁん！会員登録」のメールとパスワードが届きます。
かるふぁん！マイページにログインして、「寄付依頼書」をご確認ください。
- ③ 企業メセナ協議会の指定口座に**寄付金をお振り込み**ください。
- ④ 企業メセナ協議会より入金確認のメールが届きます。
かるふぁん！マイページにて「領収書」「**税額控除に係る証明書**」がダウンロードできます。
- ⑤ NPO 法人鳥の劇場 2019 年度サポーター会員として登録させていただきます。
※上記②～④について、郵送でのお手続きをご希望の方は鳥の劇場までお知らせください。

※税制上の優遇措置（寄付金控除）について

公益社団法人である企業メセナ協議会を通じて企業や個人が芸術文化活動に寄付を行うと、
<特定公益増進法人への寄付>として税制上の優遇措置が受けられます。

【法人の場合】一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、下記の算式で損金限度額まで算入されます。

■ 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

$$= (\text{資本等の金額} * \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

*資本金と資本積立金額の合計額

【個人の場合】所得控除制度、税額控除制度のいずれかが選択適用できます。

■ 所得控除 寄付金合計* - 2000円 = 寄付金控除額

■ 税額控除 (寄付金合計* - 2000円) × 40% = 寄付金特別税額控除額**

* 寄付金額は年間所得額の40%が限度 ** 寄付金特別税額控除額は所得税額の25%が限度

個人住民税の税額控除対象となる場合があります。当協議会は東京都から条例指定されているため、東京都にお住まいの方は個人住民税において税額控除されます（上限：総所得金額等の30%まで）。

■ 個人住民税の税額控除 (寄付金額 - 2000円) × 4%

※都道府県市区町村の条例における税控除対象団体の指定状況は、お住まいの地域の自治体にお問い合わせください。

※寄付税制の詳細は国税庁ホームページやパンフレットをご参照ください。

<http://www.mecenat.or.jp/support/file/gbfund1.pdf> (国税庁_パンフレット「暮らしの税情報」)

お問い合わせは、鳥の劇場 (0857-84-3268) 担当：中川・高橋までお気軽にどうぞ。